

財産評価 時価 ~あなたの時価いくらですか?~

相続税の計算については、このカフェ資産税の最初の方で一連の流れについてみていきました。そのときは、各財産の評価額について触れませんでしたので、今回よりその相続税の課税価格を構成する各財産の評価額をみていきます。今回は総論です。



1 評価の原則

財産の評価額については、相続税法 22 条にこうあります。

『・・・(前略) 相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における**時価**により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。』

また、財産評価基本通達 1 (2) にはこう書いてあります。

『財産の価額は、**時価**によるものとする』

あくまで、時価で押してきます。なお、同通達 1 (2) には続きがあり、

『時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に應じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による』とあります。

前半は、まさに時価の概念についての説明ですが、後半を読むと結局は財産評価基本通達に従って評価して下さいと言っていることがわかります。

2 『時価』とは？

各種財産の個別の評価方法については次回以降詳しく見ていきますが、原則は上記 1 の通り財産評価基本通達に則って計算した評価額が相続税でいうところの『時価』となります（これを相続税評価額といいます）。時価は時価でも、相続税（又は贈与税）を計算することを目的とした『時価』であるということが出来ます。

一方、遺留分の減殺請求があった場合を考えてみましょう。遺留分の減殺請求とは、遺言の内容が著しく不公平だから法律の定める最低限をよこせ、と財産を多くもらった他の相続人に対して請求することです（NO.33・34 参照）。そうすると、その最低限を算定しなければなりません、そのベースは相続税評価額ではなく、取引価額に近い『時価』となります（相続人全員が納得すれば相続税評価額でも問題ありません）。その時価とは、例えば不動産であれば不動産鑑定などにより評価するなど、平等・公平性を念頭に置いた『時価』となります。

3 財産評価基本通達の限界

財産評価基本通達 1 (3) には『財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する』としながらも、同 5 においては『この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する』とやや苦しくなり、同 6 においては『この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する』とかなり話が大きくなっています。

財産評価基本通達はあくまで通達であり法律ではなく、曖昧なところもあり限界があります。しかし、たとえ通達であっても広く一般的に相続税法上の『時価』を求めるための指針となっており、実務上評価する際には多くの場面で採用することとなります。

マズオ『寿司屋も店によって時価が違うのと同じことだね』

カツオ『マズオにいさんの時価は0だね』

